併の日の前日又は当該残余財産の確定の日の属する事業年度」とあるのは「当該通算法人の法第六十四条の九第一項（通算承認）の規定による承認の効力が生じた日の属する事業年度（当該事業年度終了の日後に法第五十七条第八項の新たな事業を開始した場合には、その開始した日の属する事業年度）の前事業年度」と、「同条第四項」とあるのは「法第五十七条第四項」と、「（第百十二条第五項）」とあるのは「（前条第五項において準用する第百十二条第五項）」と、「第百十二条第五項第一号」とあるのは「前条第五項において準用する第百十二条第五項第一号」と、「第五十七条第三項第二号」とあるのは「第五十七条第八項第二号」と、第二項中「内国法人の同項の適格合併又は残余財産の確定に係る法第五十七条第二項に規定する合併等事業年度」とあるのは「通算法人の法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力が生じた日の属する事業年度（当該事業年度終了の日後に法第五十七条第八項の新たな事業を開始した場合には、その開始した日の属する事業年度）」と読み替えるものとする。

13　第八項から第十項までの規定は、法第五十七条第八項の通算法人の前条第五項において準用する第百十二条第七項に規定する関連法人の同項に規定する関連法人対象事業年度において生じた同項第一号に規定する欠損金額に係る同号に掲げる金額について準用する。この場合において、第八項第一号中「内国法人及び法第五十七条第三項に規定する被合併法人等」とあるのは「通算法人及び当該通算法人に係る通算親法人（当該通算法人が通算親法人である場合には、他の通算法人のうち当該関連法人との間に最後に支配関係を有することとなつた日が最も早いもの）」と、第九項中「内国法人の法第五十七条第二項の適格合併又は残余財産の確定に係る同項に規定する合併等事業年度」とあるのは「通算法人の法第六十四条の九第一項（通算承認）の規定による承認の効力が生じた日の属する事業年度（当該事業年度終了の日後に法第五十七条第八項の新たな事業を開始した場合には、その開始した日の属する事業年度）」と読み替えるものとする。

第百十三条の二第五項第二号中「第百十七条各号」を「第百十七条の二各号（民事再生等の場合の債権の範囲）若しくは第百十七条の三各号」に、「第十項第一号」を「第九項第一号」に改め、同条第六項中「資産（」を削り、「規定する償還有価証券」の下に「並びに当該法人が通算法人である場合における他の通算法人（第二十四条の三（資産の評価益の計上ができない株式の発行法人等から除外される通算法人）に規定する初年度離脱通算子法人及び通算親法人を除く。）の株式又は出資」を加え、「第百二十二条の十四第十三項」を「第百二十二条の十二第十四項」に、「に限る。以下この項及び第九項において同じ」を「（第八項において「特定資産」という。）に、「（第九項」を「（第八項」に改め、同条第七項を削り、同条第八項中「（前項の欠損等連結法人に係る同項の他の者を含む。）」を削り、「同条第一項」を「同項」に改め、「による」の下に「同項に規定する」を加え、同項を同条第七項とし、同条第九項中「又は連結事業年度」及び「又は法第八十一条の十第一項（特定株主等によつて支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用）を削り、「有する資産」を「有する特定資産」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項第二号中「特定支配日」を「支配日」に改め、同項第三号を削り、同項を同条第九項とし、同条第十一項第一号中「第十三項及び第十四項」を「第十二項及び第十三項」に、「特定支配日」を「支配日」に、「支配日直前事業年度等」を「支配日直前事業年度」に改め、「又は連結事業年度」を削り、「支配日以後事業年度等」を「支配日以後事業年度等又は支配日以後事業年度等」を「支配日直前事業年度又は支配日以後事業年度」に、「第十三項及び第十四項」を「第十二項及び第十三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第二十項」を「第十九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項第二号中「第九項第二号」を「第八項第二号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十七項を同条第十六項とし、同条第十八項中「第九項第一号」を「第八項第一号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項を同条第十八項とし、同条第二十項を同条第十九項とし、同条第二十一項中「第五十七条の二第二項、第三項又は第五項」を「第五十七条の二第二項から第四項まで」に改め、同項第一号中「青色申告書を提出した事業年度の」を削り、「ないもの」を「含まないもの」に改め、「又は連結欠損金個別帰属額」を削り、「前条第一項」を「第百十三条第一項（引継対象外未処理欠損金額の計算に係る特例）」に改め、同項第二号中「第五十七条第四項」を「第五十七条第四項各号列記以外の部分」に、「前条第四項」を「第百十三条第四項」に改め、同項第三号中「又は連結欠損金個別帰属額」を削り、「前条第一項」を「第百十三条第一項」に改め、同項第四号中「第五十七条の二第五項」を「第五十七条の二第四項」に改め、「又は欠損等連結法人」及び「又は連結欠損金個別帰属額」を削り、「前条第一項」を「第百十三条第一項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条に次の一項を加える。

21　欠損等法人の法第五十七条の二第一項に規定する該当日以後に法第六十四条の九第一項（通算承認）の規定による承認の効力が生じた場合において、法第五十七条第八項各号列記以外の部分に規定する欠損金額（同項の規定によりないものとされる部分を含む。以下この項において「制限対象欠損金額」という。）のうちに当該欠損等法人の法第五十七条の二第一項に規定する適用事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額が含まれているときは、当該制限対象欠損金額については、第百十三条第十二項において準用する同条第一項の規定は、適用しない。

第百十三条の二を第百十三条の三とし、第百十三条の次に次の一条を加える。

（事業の再生が図られたと認められる事由等）

第百十三条の二　法第五十七条第十一項第二号（欠損金の繰越し）に規定する政令で定める事由は、同条第一項の各事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事由とし、同条第十一項第二号に規定する政令で定める日は、当該事由が生じた日とする。

一　法第五十七条第十一項第二号イに掲げる事実が生じた同号の内国法人の当該事実に係る同号イに定める事業年度　次に掲げる事由（当該事実が生じた日以後に生じたものに限る。）が当該内国法人の発行する株式（出資を含む。以下この項及び第七項において同じ。）が金融商品取引法第二条第十六項（定義）に規定する金融商品取引所（これに類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含む。以下この項及び第七項第一号において「金融商品取引所等」という。）に上場されたこと。

ロ　当該内国法人の発行する株式が金融商品取引法第六十七条の十一第一項（店頭売買有価証券登録原簿への登録）の店頭売買有価証券登録原簿（以下この項及び第七項第二号において「店頭売買有価証券登録原簿」という。）に登録されたこと。

ハ　当該内国法人の当該事実に係る更生債権（会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二条第八項（定義）並びに金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第四条第八項（定義）及び第百六十九条第八項（定義）に規定する更生債権をいう。）の全てが債務の免除、弁済その他の事由により消滅したこと（当該内国法人以外の者で当該内国法人の事業の更生のために債務を負担する者が当該内国法人の当該事実に係る更生計画において明示されている場合において、その者が債務（当該更生計画において定められているものに限る。）を負担したときは、その負担によりその者が当該内国法人に対して有することとなつた債権及び当該更生債権の全てが債務の免除、弁済その他の事由により消滅したこと。）。

二　法第五十七条第十一項第二号ロに掲げる事実が生じた同号の内国法人の当該事実に係る同号ロに定める事業年度　次に掲げる事由（当該事実が生じた日以後に生じたものに限る。）

イ　当該内国法人の発行する株式が金融商品取引所等に上場されたこと。

ロ　当該内国法人の発行する株式が店頭売買有価証券登録原簿に登録されたこと。

ハ　当該内国法人の当該事実に係る再生計画で定められた弁済期間が満了したこと。

ニ　当該内国法人の当該事実に係る再生債権（民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第八十四条（再生債権となる請求権）に規定する再生債権をいう。）の全てが債務の免除、弁済その他の事由により消滅したこと（当該内国法人以外の者で当該内国法人の事業の再生のために債務を負担する者が当該内国法人の当該事実に係る再生計画において明示されている場合において、その者が債務（当該再生計画において定められているものに限る。）を負担したときは、その負担によりその者が当該内国法人に対して有することとなつた債権及び当該再生債権の全てが債務の免除、弁済その他の事由により消滅したこと。）。